○内閣府・農林水産省令第十四号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年九月三十日

内閣総理大臣　菅　義偉
農林水産大臣　野上浩太郎

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正）

第一条　農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵・農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（従属業務等） **第三十五条**　法第十一条の六十六第二項第一号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（農業協同組合のために行う場合を含む。）とする。 ［一～十四　略］ 十五　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業 ［十六～二十五　略］ ［2～7　略］	（従属業務等） **第三十五条**　［同上］ ［一～十四　同上］ 十五　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業又は職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十条第一項の規定に基づき許可を得て行う職業紹介事業 ［十六～二十五　同上］ ［2～7　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正）

第二条　漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵・農林水産省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（組合又は連合会の子会社の範囲等） **第二十六条**　法第十七条の十四第二項第一号及び第二号（これらの規定を法第九十六条第一項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）に掲げる組合については、法第十七条の十四第一項第一号（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする（連合会にあっては、組合のために行う場合を含む。）。 ［一～十五　略］ 十六　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業 ［十七～二十五　略］ ［2～4　略］ （業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等） **第四十八条**　［略］ ［2・3　略］ 4　法第五十八条の三第四項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める措置は、電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）を紙面又は映像面に表示する方法とする。	（組合又は連合会の子会社の範囲等） **第二十六条**　［同上］ ［一～十五　同上］ 十六　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業又は職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十条第一項の規定に基づき許可を得て行う職業紹介事業 ［十七～二十五　同上］ ［2～4　同上］ （業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等） **第四十八条**　［同上］ ［2・3　同上］ 4　法第五十八条の三第四項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める措置は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成九年大蔵・農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。